

課 長	係 長	照 査	設 計

工期 令和 8年 3月13日

消費税及び	
地方消費税相当額	円

内 訳 書 （ 総 括 ）

（ 1 / 1 ）

委 託 名	鳥羽 第2ポンプ場ディーゼルエンジン整備委託							
費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	機械設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

(1 / 2)

委託名	鳥羽 第2ポンプ場ディーゼルエンジン整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	直接材料費	8号等交換部品費	式	1					
	計								[材料費]
	一般労務費	8号等整備費	式	1					
	計								[労務費]
	直接費計								直接費
直接経費									
	運搬費		式	1					

内 訳 書

(2 / 2)

委託名	鳥羽 第2ポンプ場ディーゼルエンジン整備委託								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	直接経費計								直接経費
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和07年度

鳥羽 第2ポンプ場ディーゼルエンジン整備委託

特 記 仕 様 書

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター水処理第2課

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 委託の施行順序・方法・工程 | (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること |
|-------------------|-------------------------|

(2) 委託に使用する仮設物

1 1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

1 2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

1 3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

1 4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

1 5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

1 6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1 7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

1 8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない

材料及び作業

- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2 0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2 1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2 2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

2 4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

2 6 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第 2 章 細 則

1 委託概要

本委託は、第 2 ポンプ場に設置されている揚水ポンプ駆動用ディーゼルエンジン(8 号)及びその補機の確実な運転操作が行えるよう、点検整備を行うものである。また、揚水ポンプ駆動用ディーゼルエンジン(10 号)についても外観点検を行うものである。

2 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木 1
京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

3 完了期限

本委託の期限は、令和 8 年 3 月 13 日とする。

4 作業時間

現場での作業は土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、当局監督員が特に必要があると認めた場合は、それ以外の時間に作業ができる。

5 機器仕様

(1) 8 号ディーゼルエンジン

型 番	12V26HX
機 関 番 号	26853
型 式	立形(V 型)単動 4 サイクル 過給機付直接噴射式ディーゼルエンジン
内 径 / 行 程	260 mm / 275 mm
出力 / 回 転 数	2,280 kW(3,100 PS)/1,000 min ⁻¹
台 数	1 台
製 造 年	2014 年
製 造 者	新潟原動機(株)(現在 (株)IHI 原動機)

(2) 補機関係

ア クーリングタワー

型 式	SDC-U350ASDTx2 基連結型
水 量	108 m ³ /h × 2
駆 動 方 式	ベルト駆動
電 動 機	3.7 kW×4 P×4 台
台 数	2 台(2 基連結型 / 台)
製 造 年	2014 年
製 造 者	荏原冷熱システム(株)

イ 空気圧縮機

型 番	S8A
型 式	L 型空冷 2 段圧縮
シ リ ン ダ 数	2
シ リ ン ダ 径	高压 : 65 mm / 低压 : 100 mm
行 程	高压 : 65 mm / 低压 : 80 mm
回 転 数	800 min ⁻¹
行 程 容 量	30.2 m ³ /h
吐 出 容 量	20 m ³ /h
吐 出 圧 力	3.0 MPa
電 動 機 出 力	5.5 kW
台 数	2 台
製 造 年	2007 年
製 造 者	(株)三和鉄工所(現在 (株)SANWA)

ウ ドレンセパレーター

型 式	DS24
使 用 圧 力	3.0MPa
製 造 年	2011 年
製 造 者	(株)三和鉄工所(現在(株)SANWA)

エ 始動空気槽

容 量	400 L
常 用 圧 力	2.94 MPa
最高使用圧力	3.14 MPa
試 験 圧 力	4.71 MPa
台 数	3 基(10 号用、アシスト 1 基含む)

(3) 10 号ディーゼルエンジン

型 番	12V26HX
機 関 番 号	27491
形 式	立型(V型)単動4サイクル 過給機付直接噴射式ディーゼルエンジン
内 径 / 行 程	260 mm/275 mm
出力 / 回 転 数	2,280kW(3,100 P S)/1,000min ⁻¹
台 数	1 台
製 造 年	2016 年
製 造 者	新潟原動機(株) (現在(株)IHI 原動機)

6 委託内容

(1) 8 号ディーゼルエンジン

ア 下記に示す点検整備(製造者 C 点検相当)を実施すること。

なお、※印の項目に関しては、工場持帰り整備とする。

点 検 項 目	
外 観 点 検	各部外観点検
	各種締付ボルト点検
	冷却水ポンプ点検
	潤滑油ポンプ点検
内 部 点 検	クランク室、クランク軸点検
	カム室点検
	吸、排気弁タペット間隙点検調整
	シリンダライナ点検
	ピストン点検
	クランクピンボルト点検
	冷却水ヒータ端子点検
燃 料 系 統	※燃料弁分解点検
	※燃料油フィルタ分解清掃
潤 滑 油 系 統	潤滑油確認、補給
	※潤滑油フィルタ分解清掃
始 動 装 置	※始動弁分解点検
	※始動空気分配弁分解点検
保 護 装 置	保護装置試験
ディーゼル機関 重整備項目	※シリンダヘッド開放整備(全数)
	デフレクション計測
	過給機外観点検及びフィルタ交換(2 台)
	※機付冷却水ポンプ(一次及び二次)整備(2 台)
	ピストン連接棒拔出整備(2 筒)
	シリンダライナ拔出整備(2 筒)
補機 重整備項目	※温水循環ポンプ整備
	※冷却水温調弁整備
	一次(ワックス式)、二次(サーボモータ式)

確 認 運 転	エンジン始動停止確認
	試運転調整記録

イ 下記に示す部品を交換すること。

なお、部品については、機器製造者より購入すること。

No	部 品 名	数 量	No	部 品 名	数 量
1	クランク室ドアカセット	12 枚	32	燃料弁ドレン管ホーボルト銅カセット(出口側)	3 セット
2	カム室ドアカセット	12 枚	33	インジケータ取付カセット	2 セット
3	ボンネットカバーカセット	12 枚	34	給気マニホールドカセット(架構側)	12 枚
4	燃料弁カセット(取付部)	12 枚	35	給気マニホールドカセット(ヘッド側)	12 枚
5	燃料弁 O リング(本体)	12 個	36	排気マニホールド取付カセット	12 枚
6	燃料弁 O リング(アシスタントボルト)	12 個	37	機付冷却水ポンプケース O リング	4 個
7	燃料高圧管 O リング(カマ、ヘッド側)	12 個	38	機付冷却水ポンプメカニカルシール	2 個
8	燃料高圧管 O リング(カマ、高圧管)	12 個	39	機付冷却水ポンプオイルシール	2 個
9	燃料高圧管 O リング(燃料噴射ポンプ側)	12 個	40	機付冷却水ポンプインペラ座金	2 個
10	始動弁カセット(取付部)	12 枚	41	機付冷却水ポンプインペラナット	2 個
11	始動弁カセット(カバー)	12 枚	42	機付冷却水ポンプインペラ袋ナット	2 個
12	始動弁 O リング(ケース)	12 個	43	機付冷却水ポンプベアリングカバーカセット	2 枚
13	始動空気枝管 O リング(ヘッド側)	2 セット	44	機付冷却水ポンプスリング(O リング)	1 セット
14	始動空気枝管 O リング(主管側)	2 セット	45	機付冷却水ポンプ取付部 O リング	2 個
15	始動空気分配弁カセット	2 枚	46	機付冷却水ポンプローラーベアリング	2 個
16	潤滑油フィルタ O リング(ケース)	4 個	47	機付冷却水ポンプボールベアリング	2 個
17	潤滑油フィルタ O リング(エレメント下)	2 個	48	温水循環ポンプ整備用部品キット	1 台分
18	潤滑油フィルタカセット(エレメント上)	2 枚	49	一次冷却水温調弁カバーシール	1 個
19	燃料フィルタカセット(フタ)	2 枚	50	一次冷却水温調弁シャフトシール	1 個
20	燃料フィルタカセット(エレメント下部)	2 枚	51	二次冷却水温調弁カバーシール	1 個
21	燃料フィルタカセット(エア抜き)	2 枚	52	二次冷却水温調弁シャフトシール	2 個
22	燃料フィルタ O リング(ドレンブラク)	2 個	53	二次冷却水温調弁スパーサ	1 個
23	過給機スポンジフィルタ	2 個	54	ピストンリング(TOP)	2 本
24	冷却水連結管用ゴムジョイント	48 個	55	ピストンリング(2ND、3RD)	4 本
25	冷却水連結管用 O リング	48 個	56	オイルリング	4 本
26	プッシュロッドガイ管用ゴムジョイント	24 個	57	シリンダライナ O リング	6 本
27	プッシュロッドガイ管用 O リング	24 個	58	燃料圧力計完備品	1 個
28	吸・排気弁 O リング	12 個	59	温度スイッチ(1 次冷却水温度異常上昇用)	1 個
29	シリンダヘッド取付カセット	12 枚	60	温度スイッチ(1 次冷却水温度上昇用)	1 個
30	シリンダ出口冷却水カセット	24 枚	61	冷却水出口配管完備品	1 組
31	燃料弁ドレン管ホーボルト銅カセット(入口側)	3 セット			

ウ 潤滑油(昭和シェル製 アーキナ S2-40 数量：2000L 程度)を交換すること。

なお、補充する潤滑油は当局支給とするが、廃油用の空ドラムは受注者にて用意すること。

(2) 補機関係

ア クーリングタワー1 台(2 基連結型 1、2 号機)において、目視による外観点検を行うこと。

イ 空気圧縮機 2 台(1、2 号機)において、以下の点検を実施すること。

(ア) 外観点検(破損、変形、汚れ、油漏れ等の有無の目視確認)

(イ) 駆動部点検(V ベルト張り状態、プーリの摩耗状態、電動機外観等の目視確認)

(ウ) 試運転確認(異常振動、異音の有無、圧力計の動作等の目視確認)

ウ ドレンセパレーターにおいて、目視による外観点検を行うこと。

エ 始動空気槽 3 基(アシスト 1 基含む)において、以下の点検整備を実施すること。

(ア) 外観点検を行うこと。(破損、変形、汚れ、空気漏れ、油漏れ等の有無の目視確認)

(イ) 圧力スイッチ及び圧力計の異常の有無

(3) 10 号ディーゼルエンジン

ア 下記に示す点検整備(製造者 A 点検相当)を実施すること。

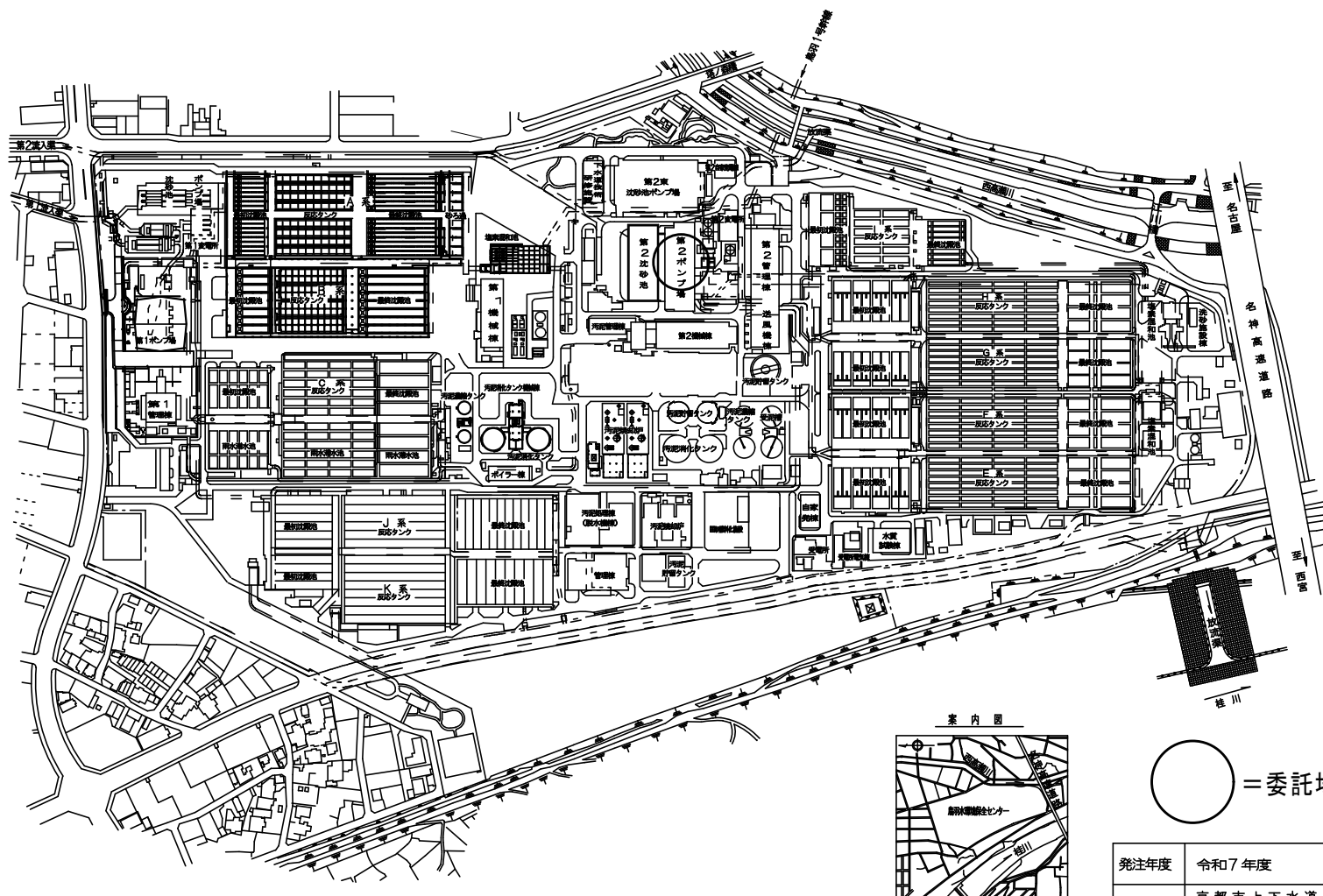
点 検 整 備 項 目	
外 部 点 検	各部外観点検
	各種締付ボルト点検

イ 潤滑油(昭和シェル アーギナ S2-40)の補給(100L)を行うこと。(当局支給)

7 雑則

- (1) 作業に際しては、あらかじめ当局監督員と委託日程等について十分な打合せを行い、当センターの維持管理上支障のないように、迅速かつ確実に行うこと。
- (2) 現場代理人は、現場作業員に適切な指示を与えるとともに、監督員と連絡を密にし、事故防止等に万全を期すること。
- (3) 委託期間中、一日の作業終了時には現場周辺の清掃及び後片付けを行うこと。
- (4) 本委託において生じた現場発生品は、受注者の責任において集積し、センター指定場所へ搬入すること。
- (5) 本委託で発生した廃油については、センター内の監督員が指定する場所に搬入すること。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項であっても、委託上必要と思われるものについては、受注者の負担にて行うこと。

S=1 : 2000



○ = 委託場所

発注年度	令和7年度		
所属名	京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター 水処理第2課		
委託名	鳥羽 第2ポンプ場ディーゼルエンジン整備委託		
図面名	一般平面図		
縮 尺	N. T. S	図面番号	1 / 1